

JAL 被解雇者労働組合 (JAL 争議団)

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

1/20 都労委調査報告

- ◆ JAL 事件 ① 団交拒否(12 回目) / ② 中立保持義務違反(1 回目)
- ◆ 国交省事件(5 回目)

**(JAL 事件) 裁判で整理解雇の有効性が確定、
当時の削減人数について議論は不要 (会社)**

**(国交省事件) 165 名の整理解雇をもたらした
国交省に争議解決の責任がある (組合)**

1月20日、東京都労働委員会（都労委）において、JAL 事件（①団交拒否、②中立保持義務違反）と国交省事件（団交拒否）の調査が行なわれました。JAL の中立保持義務違反（「業務委託契約」の提案過程における組合間差別）については、1 回目の調査です。

JAL 事件 10:00～



組合から期日間の報告

- 支援者による赤坂社長宅宛てのハガキ運動に対し、昨年 12 月 21 日に、会社から「家族の平穏を侵害する違法行為であり、法的措置を含む方策を講じる用意がある」という、警告文書が JHU に届いた。
- 1/10 の団交でも、「裁判で有効性が認められた」の一点張り。刑事事件では冤罪で再審がある。手続きに憲法違反があったのだから、労使交渉できちんと解決すべき。
- 会社の書面に、被解雇者が 1 名乗務職に採用とあるが、解雇された 165 名のうち裁判を始めた 148 名からは一人も原職に戻っていない。
- 解決金の交渉で「自分たちだけにお金をちょうだいと言っている」と不誠実発言。この様な認識では解決交渉が前に進まない。
- 国交省に提出された安全報告書（人員削減後の配置数を報告）に関する団交での議論は、運航に必要な乗務員配置数を下回り、超過削減したのは安全上の大問題だからだ。
- 「被解雇者と特早・希望退職者を同等の扱いをする」理由について、「会社が決めたから」と不当発言。労使交渉の意味がない。ILO166 号勧告についても「現実適用しない」と発言。JAL が掲げている人権方針「国際的な基準を尊重するための方法を追求する」に反する姿勢が露になった。

岡田弁護士から補充説明

中立保持義務違反について、会社は組合の主張事実を9割方認めており、昨年6月23日の事務折衝で「業務委託」提案がなされたかどうかだけが争点で、その他は争いない。しかも、会社主張でも「業務委託」の言葉を2回発したというだけで、具体的にどの様に提案したのか曖昧。よって、会社は当日の交渉議事録を提出して、先に証明すべき。それに対して、組合は反論する。

調査で確認されたこと

- 「団交拒否」と「中立保持義務違反」の2つの事件を併合して審理
- 「団交拒否」事件は、会社の準備書面(6)に対し、組合から反論準備書面を提出
- 組合から2022年4月19日の団交議事録を証拠として提出
- 「中立保持義務違反」事件は、会社の答弁書に対し、組合から反論準備書面を提出

国交省事件 11:00～



山口委員長から、「過去のJALの連続事故を契機に、『安全』は労働条件として、労使共通の認識となり団交の議題となった。安全問題に関与することは、労働条件に関与すること。国交省が直接関与している実態にあることを訴えました。

指宿弁護士は、事実関係について、国交省の認否がはっきりしていないという問題点はあるが、「法的な観点から主張が不十分な点は、追加の補充書面を提出したい」旨伝えました。

上条弁護士から、国交省の使用者性について、法的な観点から補足説明がありました。

調査で確認されたこと

- 労働委員会から以下の2つの争点案が提示され、申立人として検討する旨を伝えた
 - ① 国(国土交通省)は本件において、労働組合法上の使用者に当たるか
 - ② 上記①に当たる場合、国(国土交通省)が令和3年9月15日付けおよび同月26日付けにて組合が申しれた団体交渉に応じなかったことは正当な理由がない団体交渉の拒否に当たるか
- 国交省は、組合の準備書面(2)に対する反論はしない旨、および、組合から補充書面の追加提出を検討する旨の確認
- 組合は書証として、2021年12月9日の国交大臣に対する団交申入書を提出

次回の調査

JAL 事件 3月27日 10:00～
国交省事件 4月5日 10:00～



【写真】都庁第一庁舎前の組合員と支援者の皆さん